

これを分析し、活用できるようにしていくことが望まれる。

また、産業医科大学においては、産業保健に関する情報提供も重要な役割として期待される。情報の内容としては、産業医の活動についての標準的な手段、診断基準、判定基準などを含む産業保健活動の根拠や専門家の教育訓練の教材などの提供が望まれる。

7-1-3 産業保健に関する研究について

産業保健に関する研究については、3-5でみたとおり、産業医科大学の特長を活かして行うことが望まれる。

産業医科大学の特性は、卒業生が多様な産業において展開していることで、疫学研究のネットワークを作る必要条件を備えている。個人情報、企業情報の取扱いに注意を払いつつ、産業医科大学には、このような特長を活かして、研究の推進が期待される。また同時に、卒業生のネットワークを利用して、産業現場で解決を迫られている必要な研究テーマを集め、ニーズに基づく研究を進めることが可能である。

産業医科大学には、産業生態科学研究所と産業医実務研修センターが設置されており、常時企業からの相談に応じることができる。このようなチャンネルを通じて、経営との関連、企業へのコンサルタント支援、共同研究などの相談を通じて企業ニーズに応えかつ実務研究を進めることも可能である。

7-2 国際的な人材育成その他国際的連携について

7-2-1 これまでの取組み

産業医科大学における人材育成、研究推進については、国内だけではなく他の国々の機関、人材との連携推進は必須であるとの考えの下に、国際機関、他国の機関、大学等の交流を積極的に進めている。また、学生レベルにおいても、二国間、複数国間の交流機会は多チャンネルに及んでおり、毎年大学主催の国際シンポジウムを開催して、関連分野の交流を促進している。

現在行われている交流事業としては、WHOなどの国際機関への協力と関係機関との連携による研究・事業・人材育成の実施、アジア諸国などの国・地域を代表する機関との人材交流（相互招聘）・遠隔カンファレンスの実施、JICAの産業医学集団研修の実施と参加者ネットワークを通じての共同研

究、学会開催等がある。

7-2-2 国際協力の充実

7-2-2-1 アジア諸国等への国際協力

近年、アジア諸国等において、産業の発展に伴って、産業医制度の普及や産業保健対策の推進が必要となっている。こうした諸国に対する支援として、産業医科大学が人材の育成、情報の提供、これらの国への専門家の派遣等の支援をしていくことは、有益であると考えられる。

産業医科大学がアジア諸国に近い北九州という地の利を活かし、産業医科大学を国際的な人材育成の拠点として位置づけ、ODAの資金などを活用しつつ、アジア諸国等に対する産業保健上の課題解決のための支援をさらに充実させることを国としても検討すべきである。

このため、人材育成については、大学院への特別枠による留学生の受入れの充実やアジア諸国等の医師等を対象に研修コースなどを設け、修了者に一定の認定を行うことにより、アジア諸国等からの留学生等の受入れを増やし、当該国の実態に対応した産業保健専門職の育成を行うことを検討する必要がある。

また、アジア諸国や国際機関等に対する人材派遣についても、必要な対応が期待される。その際、労災病院で、臨床専門領域において実施されている国際技術協力と連携、活用を図ることも望まれる。

このような人材派遣を継続的に実施するためには必要な人材を育成することを併せて検討していくことも望まれる。

併せて、こうした人材育成や派遣のプログラムを実施していくためには我が国が過去に経験した職業病対策などについて、引き続き専門家を養成していくことも必要である。

情報提供については、国際情報センターを設け、アジア諸国等諸外国の情報の収集とともに職業性疾病対策をはじめ産業保健に関する知見、対策等についての情報の提供を進めることについての検討が望まれる。

7-2-2-2 関係諸国との連携

共通の産業保健上の課題を抱える先進国との間では、共同研究や情報の共有化等による課題解決の迅速化等に貢献が期待されることから、今後とも、人材交流を行う等して、連携を充実させることが必要と考えられる。

産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会開催要綱

1 趣旨

産業医の制度は、昭和47年の労働安全衛生法の制定の際に、それまでの「医師である衛生管理者」を引き継いで法制化された。また、産業医を養成するために、昭和53年に産業医科大学が設立され、これまで、産業保健に係る高度で専門的な知識を有する二千名以上の卒業生を輩出してきた。

近年、産業保健をめぐっては、アスベストによる健康障害や、過重労働、メンタルヘルス等新たな課題が生じており、こうした問題を含め、労働者の疾病予防や健康確保を推進するためには産業医の役割は従来にも増して重要となっている。

こうした中で、

- (1) メンタルヘルス等新たな課題等にも対応しうる産業医を産業医科大学を中心に如何に確保するか
- (2) 産業医科大学における高度で専門的な能力を有する産業医の育成を、今後、如何に進めるか
- (3) 労働者の健康管理はすべての労働者にあまねく必要であるが、産業医の選任義務のない小規模事業場をはじめとする中小企業において、産業医による健康管理を如何に進めるか
- (4) 産業医活動を行うのにふさわしい拠点の確保や産業医のネットワークの形成を如何に進めるか

等の課題が存するところである。

こうしたことから、労働基準局長が参集を求め、産業医や産業医科大学のあり方を検討することを目的として、この検討会を開催する。

2 検討項目

- (1) 産業医の役割及びその育成等に関する将来ビジョン
- (2) 産業医科大学の将来像及びそのあり方
- (3) 中小企業における産業医活動促進のための労働衛生機関等に対する支援方策
- (4) 産業医科大学卒業生以外の産業医の専門性向上のための研修等の実施方策
- (5) その他産業医・産業医科大学のあり方に関すること

産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会

参集者名簿

(敬称略)

(座長) 高田 勲	北里大学名誉教授
今村 聡	(社) 日本医師会常任理事 (※1)
大石 明	産業医科大学理事長
大久保利晃	(財) 放射線影響研究所理事長
梶川 清	(社) 全国労働衛生団体連合会専務理事
武田 和夫	(財) 京都工場保健会常務理事
松井 <small>ひろゆき</small> 博志	(社) 日本経済団体連合会労政第二本部本部長 (※2)
森 晃爾	産業医科大学副学長
柳澤 信夫	関東労災病院長
山崎 克也	全国中小企業団体中央会常務理事
小野 晃	厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(※1) 第1回検討会までは藤村伸 (社) 日本医師会常任理事 (当時)

(※2) 第3回検討会までは紀陸孝 (社) 日本経済団体連合会常務理事 (当時)

「産業医、産業医科大学のあり方に関する検討会」開催状況

- 第1回 平成18年3月9日
検討項目について議論
- 第2回 平成18年5月22日
第1回の議論に基づいて論点を整理
- 第3回 平成18年6月19日
中間とりまとめに向けた議論（産業医等による労働者の健康確保対策の充実に向け当面早期に講ずべき施策について）
- 第4回 平成18年8月25日
今後議論すべき論点について整理及びヒアリングの実施について
- 第5回 平成18年10月3日 ヒアリング①
高橋 英尚 高橋医院院長・山梨県医師会理事
土肥 誠太郎 株式会社三井化学本社 健康管理室長統括産業医
安藤 一重 社団法人産業カウンセラー協会 理事長
峰山 幸子 財団法人淳風会メンタルサポートセンター室長
- 第6回 平成18年10月26日 ヒアリング②
中桐 孝郎 日本労働組合総連合会雇用法制対策局次長
北條 稔 北條医院院長・東京都医師会産業保健委員会委員長
伊藤 嘉英 株式会社菊和執行役員総務部長
高橋 信雄 JFEスチール株式会社安全衛生部部長
- 第7回 平成18年12月5日
産業医の活動、産業保健サービスの実施に関する現状及び今後の産業保健サービスの提供について
- 第8回 平成19年1月29日
産業医・産業医科大学に関する平成19年度予算（案）について及び今後の産業医・産業医科大学のあり方について①
- 第9回 平成19年3月9日
今後の産業医・産業医科大学のあり方について②
- 第10回 平成19年5月23日
今後の産業医・産業医科大学のあり方について③
- 第11回 平成19年6月18日
今後の産業医・産業医科大学のあり方について④
- 第12回 平成19年7月3日
今後の産業医・産業医科大学のあり方について⑤
報告書取りまとめ

